診療情報(電子カルテ)閲覧申請手引

診療情報(電子カルテ)閲覧申請

刈谷豊田総合病院の退職者が、当院の診療情報(電子カルテ)を閲覧するための申請手続きです。なおこの申請では診療情報の抽出は対象外です。ご不明点がありましたら、診療情報Gまでお問い合わせください。

1. 閲覧申請先

● 刈谷豊田総合病院 診療情報Gにて対応いたします。

閲覧申請問い合わせ先

刈谷豊田総合病院 診療情報G

電話番号:0566-25-8148

対応時間:病院稼働日 月~金 8:30~17:00

2. 閲覧対象者

● 閲覧申請による許可を得た当院退職者を対象とします。

3. 閲覧可能日時

- 閲覧申請にて許可された指定日・期間のみ閲覧可能です。
- 原則、病院稼働日月~金8:30~17:00のみ閲覧可能です。
- 勤務時間外もしくは休日の閲覧希望は、退職医師の場合、当院在籍時の診療科部長または 総括の許可を得るものに限り許可します。

4. 閲覧場所

● 刈谷豊田総合病院 図書室とします。

5. 閲覧申請に必要なもの

- 診療情報(電子カルテ)閲覧申請書
- 本人確認ができるもの(免許証、マイナンバーカード等顔写真付きの身分証)

6. 申請の手順

- 1. 診療情報(電子カルテ)閲覧希望者は当院在籍時の、診療科部長または総括の許可を得る
- 2. 閲覧希望日前稼働日までに診療情報 G へ連絡し、閲覧予約を行う。

3. 申請書(診療情報(電子カルテ)閲覧申請書)の必要事項を記入し、閲覧日当日に持参する。 (本人確認を行うため代理不可)

4. 閲覧当日の流れ

- 診療情報Gまでお越しください。部署は下記の地図をご参照ください
- 申請書類の提出、本人確認を行います。免許証、マイナンバーカード等顔写真付きの身分証 をご提示ください。また、それらのコピーをその場でさせて頂き番号を控えさせて頂きます。
- 電子カルテログインID、パスワードをお伝えします。
- 閲覧場所(当院図書館)へ移動し閲覧をしていただきます。
- 帰宅の際、上記の申請書類の提出、本人確認が済んでいる場合はそのままお帰りください。



5. 診療情報の取得について

- 診療情報の持ち出しは必要最低限、出力(印刷)の際は個人情報の匿名化が必須となります。また無断での出力は禁止です。診療情報Gへ申し出てください。
- 個人のUSB等、情報端末への診療情報の転記は禁止です。
- スマートフォン等での電子カルテ画面の撮影は禁止です。

刈谷豊田総合病院長 殿

赤枠の記載をお願 いします

診療情報(電子カルテ)閲覧申請書

私は貴院が保有する診療記録について閲覧を希望します。 また、閲覧で知り得た情報の利用に際しては、匿名化する事を誓約します。

\								
	フリガナ	カリヤ タロウ						
	閲覧者氏名	刈谷 太郎	印一捺印忘れに注意					
	生年月日	20〇〇年 〇月	○日生まれ					
	住 所	〒123-4567 ○○県 ◆◆市 □□町 ▲丁目☆☆						
	電話番号	090 (1234) 5678						
	現在の勤務先	~~病院						
	利用目的	■ 専門医申請のため□ 研究(治験)のため□ その他(研究(治験)のため					
	閲覧希望日時	20○○年 ○月 ○日	8:30 ~ 17:0	0				
			年 月 日					
		当該診療部長						
		又は総括	FI)				
	(当院記入欄)							
	本人等の確認方法	□ 運転免許証 □ 健康保険証	□ その他()				
	確認した記号番号							
	備考	(管理 No. 「 -閲覧第	号」)					
		委員長	事務局 受付					

診療情報(電子カルテ)閲覧申請書

私は貴院が保有する診療記録について閲覧を希望します。 また、閲覧で知り得た情報の利用に際しては、匿名化する事を誓約します。

フリガナ								
閲覧者氏名		(E)						
生年月日		年	月日	日生まれ				
住所								
電話番号	()						
現在の勤務先								
利用目的)						
閲覧希望日時	年	月	日 :	~	:			
				年	月	日		
		当該診療部長						
		又	は総括			印)		
(当院記入欄)								
本人等の確認方法	□ 運転免	許証 🗖	健康保険証	□ その	他 ()		
確認した記号番号								
備考	(管理 No.	, Г	-閲覧第	号」)				
			委員長	事務	局	受付		